

街なかエリア花壇設置・維持管理等業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用

本特記仕様書は、第38回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会が行う「街なかエリア花壇設置・維持管理等業務委託」に適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、第38回全国都市緑化くまもとフェア（以下フェアという）で実施する街なかエリア花壇の設置及び維持管理を行うものである。花壇は、フラワーアンバサダー、ニコライ・バーグマン氏の監修によるもので、代表的なデザインであるフラワーボックスを花壇として再現する。フラワーボックスを花壇躯体で再現し、花壇内部に花苗を配置し、サクラマチシンボルプロムナードの都市空間を花で演出する。

また、フェア開催期間中、より良い状態で花壇を維持し、フェア来場者に感動を与え、緑化の啓発につなげるため、多くの花苗を効率的に管理、更新し、最良の状態で花壇を公開するため、フェア期間中の維持管理作業を実施するものである。

第3条 履行期間

契約締結の日から令和4年（2022年）6月30日

第4条 履行場所

熊本市中央区花畑町地内

第2章 業務の実施基準

第5条 業務上の疑義

受託者は、業務上の不明な点、疑義を生じた場合、直ちに調査職員に申し出、その指示を受け、手戻りのないよう実施しなければならない。

第6条 資料等の貸与

受託者は業務に必要な資料、図面等を調査職員に請求できる。委託者は、受託者から請求があった場合、必要と認められる資料を貸与する。貸与された資料等は適切に管理し、業務完了後速やかに返却しなければならない。

第7条 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第8条 成果の提出

本業務が完了したときは、別条に示す成果品を業務完了報告書として提出し、完了検査を受けるものとする。

第9条 手直し

受託者は業務完了後、成果品の不良箇所等が発見された場合は、受託者の責任において速やかに訂正、補足、その他の処置を行わなければならない。

第3章 業務の内容

第10条 準備・計画

受託者は、業務の目的・主旨を把握した上で、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第11条 事前調整

- ・本花壇の設置場所は、桜町地区市街地再開発事業が実施されたエリアで、桜町バスターミナル等の交通拠点や、大型多目的ホール等の公共施設、大型商業施設等、多くの都市機能が集約したエリアである。平常時の市民生活による一般通行者や観光客等の歩行者の安全確保に最善の注意を払う必要がある。また、施工期間中に多目的ホール等を使用したイベントの開催も想定されるため、事前に情報収集に努め、資材搬入時期等の工程、作業工程、安全対策等十分に委託者及び関係機関と調整し、業務を実施すること。
- ・本整備で使用する花苗は、委託者からの支給物を使用すること。花苗は、第38回全国都市緑化くまもとフェア植物調達協議会にて調達を予定しており、花壇施工場所にて引き渡すものとする。また、熊本県花き園芸農業協同組合内に設置予定の花苗保管ヤードには、花苗の納入と現場搬入の工程調整を行う「連絡調整員」を配置すること。

第12条 事前調査

受託者は、契約後ただちに現地確認を行うこと。現地確認の結果、設計図書と差異が生じる場合は、調査職員に報告し指示を受けること。

ただし、本設計図書は、標準的な業務内容を示しているものであるため、細部のおさまり等は現地の状況に応じ適宜調整すること。現場調整や納まり等によって生じた軽微な内容変更は変更設計の対象としない。

第13条 施工

- ①業務受託後は速やかに着手し、本設計図書に明記している材料について、調査職員の承諾を得たうえで、工事進捗に遅延のないよう材料の手配をすること。
- ②設計図書に記載のある材料は、最低の品質を規定しているため、施工に使用する材料は、同等品以上の品質のあるものを使用すること。

第14条 施工時間の制約

関係機関との協議は、調査職員と事前に調整を行い、関係機関に対して安全対策等について十分に説明し、作業時間等について調整を行うこと。

第15条 使用材料

本業務で使用する花苗は、委託者からの支給品である。花苗の調達場所、調達方法等について、調査職員と事前に協議を行うこと。また、支給された材料が、枯死、生育不良等により植付け困難な場合は、ただちに調査職員に報告し指示を受けること。

第16条 業務内容

本業務における業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 共通事項

- ・花壇は、令和4年（2022年）3月16日までに完成し、仮囲いの撤去まで完了すること。なお、仮囲いの撤去は令和4年（2022年）3月16日を行うことを基本とし、日程については調査職員と協議のうえ決定することとする。また、仮囲い撤去後令和4年（2022年）3月19日までカラーコーン等を設置し、花壇に一般通行者が立入らないようにすること。
- ・花壇の設置期間は、令和4年（2022年）5月22日までとする。

(2) 修景施設整備工

- ・花壇の大きさは、1区画3.5m×3.5mの正方形で、各区画に高さが設定されている。花壇高さは、H600が16区画、H450が24区画、H350が22区画の計62区画。
- ・花壇材質は、黒色塗装仕上げとする。塗装色については、事前にサンプルを調査職員に提出し、承諾を得るものとする。
- ・花壇の植栽基盤は、高さ調整のための木製台座に遮水シートを設置し、給水マットを敷設し、花苗ポットを設置する構造である。高さ調整の木製台座は、花苗の生産状

況により、高さの変動が生じることが想定されるため、委託者および第38回全国都市緑化くまもとフェア植物調達協議会と綿密に情報共有を行い、適宜柔軟に対応すること。

- ・花壇の植栽基盤は、植栽基盤に土を使用できない現場制約上、マット状に花苗ポットを据え置く構造となっている。そのため、花苗ポットが隠れるよう、花壇外周部にはミズゴケを設置するものとする。
- ・球体花壇は、直径120cm、90cm、60cmの3種類とする。球体下部は、照り返しにより植物が焼けやすいため、適宜花苗の入れ替えを行い、良好な状態を維持できるように留意すること。
- ・球体花壇は、保水性確保のため、球体の1/2程度にミズゴケを投入すること。
- ・10区画の花壇には、ニコライ・バーグマン事務所よりモニュメントが搬入、設置される予定である。搬入工程、設置方法等は適宜調整を行い、柔軟に対応すること。

(3) 植栽工

- ・設計図書に示された花苗の植付け方法及び配色は、参考として取り扱うこと。植付けにあたっては、デザイン監修者及び調査職員の指示に従うこと。
- ・花苗の植付けは、全3回を予定している。初回植付けは3月上旬、2回目植付けは4月15日頃から5日程度とする。3回目植付けは、大々的なものではなく、花期を過ぎた一部の植物の入れ替えのみとする。これらの日程で実施ができない事案が生じた場合は、調査職員に報告し指示を受けること。
- ・球体花壇の2回目植付用の花苗は、植付時には十分に生育し、球体の躯体を植物で覆うことができるよう、事前にカセットに植付け、十分に養生したものを設置するものとする。

(4) 植物維持管理工

- ・灌水は、1日朝夕2回の灌水を基本とする。ただし、天候や気温、花の生育状況等を十分観察し、灌水回数は適宜調整を行うこと。
※プレ花壇施工結果では、外気温28°以上を目安とし、28°以下は1回/日、28°以上は2回/日の灌水を実施した。
- ・花壇は、毎日巡回確認を行い、花壇内の落ち葉やゴミ清掃、花ガラ摘み、補植等各作業を適宜実施すること。
- ・補植に使用する花苗は、委託者から支給した花苗で行うこと。補植を行った場合は、数量管理を随時行い、予備花苗の在庫確認を行うこと。花苗の状況により在庫の不足が想定される場合は、早期に調査職員と対応について協議を行うこと。
- ・花壇周辺についても毎日見回りをを行い、適宜清掃を実施すること。特に、本花壇は黒色で、降雨の跳ね返り等により汚れが目立つため、降雨後は必ず巡視を行い、拭き取り清掃を実施すること。
- ・局地的集中豪雨等、異常気象の発生が予測された場合は、花壇養生等速やかに対応

すること。また、暴風等により花苗等が飛散した場合も速やかに収集、清掃を行うこと。

- ・植物維持管理人員は、1日当たり10名程度を配置し、適切な維持管理を行うこと。

(5) 処分工

- ・設置した花壇の撤去および使用材料（花苗を含む）の処分を適切に行うこと。
- ・花壇撤去後は、舗装面の清掃等を行い、復旧を行うこと。

(6) 仮設工

- ・本施工地は一般通行者の往来が多く、イベント時等においては人の滞留や混雑が想定される場所である。発注図書を基本に、調査職員、関係機関等と仮囲いの範囲等について事前に協議を実施し、安全確保に万全を期すこと。
- ・仮囲いは令和4年（2022年）1月4日～令和4年（2022年）1月9日の期間で設置を完了すること。

(7) 報告書作成

- ・本業務の内容は、業務報告書としてとりまとめること。
- ・報告書に記載する内容は以下のとおりとする。
 - ①作業工程表
 - ②作業状況写真
(各作業工程毎に撮影すること。植物維持管理工については、灌水及び巡回確認（花ガラ摘み等）各毎日1枚以上撮影すること。)
 - ③材料承諾関係書類
 - ④作業日報

第4章 成果品

成果品は全て委託者に帰属し、受託者は委託者に無断でこれを使用、貸与、公表してはならない。受託者は成果品について、委託者が必要と認める訂正、補足、その他の措置を速やかに行わなければならない。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 業務報告書 | 1部 |
| (2) 上記電子データ | 2部 (CD-R) |
| (3) その他関連資料 | 1式 |